

議案第126号

つくば市企業立地促進奨励金の交付に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市企業立地促進奨励金の交付に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づき企業立地促進奨励金（第3条第2項第2号を除き、以下「奨励金」という。）を交付することにより、企業の立地を促進し、産業の振興及び雇用の拡大を図り、もって本市の経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「整備区域」とは、つくば市産業用地整備支援事業に関する条例（令和8年つくば市条例第 号）第6条第4項の規定により承認された計画（以下「承認計画」という。）に基づき整備された区域をいう。

- 2 この条例において「事業所」とは、事業を営むために必要な事務所、研究所、工場、データセンターその他これらに類するものをいう。
- 3 この条例において「投下固定資産」とは、事業所の土地、家屋及び償却資産をいう。

(奨励金の交付対象者等)

第3条 奨励金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第5条第1項の規定による申請（以下「交付申請」という。）の際現に事業所において事業を営む者又は事業所を賃貸している者であること。
- (2) 事業所の投下固定資産（家屋に限る。）に係る固定資産税の納税義務者であること。
- (3) 交付申請に係る事業所の建築物の承認計画における建築主であること。
- (4) 交付申請の日において市税の滞納がないこと。

2 前項第1号から第3号までの事業所は、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 事業所の建築物が承認計画に基づき建築されたものであること。
- (2) 過去に他の地方公共団体から交付された同様の補助金、奨励金等の交付の対象となっていないこと。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、交付申請があった日の属する年度の前年度における投下固定資産に係る固定資産税額（当該交付申請をした者が納税義務者となっているものに限る。）に相当する額（当該奨励金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1事業者につき1会計年度当たり1億円を限度とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、交付の決定を受けなければならない。

2 交付申請をすることができる期間は、投下固定資産のうち家屋に対して最初に固定資産税を賦課された年度の翌年度から起算して3年間とする。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けた者があ

るときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

市の承認した整備区域で事業所を建築した事業者に対し、事業所に係る固定資産税額に相当する額について奨励金を交付するため、この条例案を提出するものである。

議案第 126 号

つくば市企業立地促進奨励金の交付に関する条例についての説明資料

つくば市経済部立地推進課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

市の承認した整備区域において、企業の立地を早急に進める必要があることから、事業所を建築した事業者に対し、事業所に係る固定資産税額に相当する額について奨励金を交付し、企業の立地を促進するため、条例の制定を行う。

○ 他自治体の状況等

水戸市、日立市等において、同様の規程を定めている。

○ 上位計画又は関連計画等

つくば市戦略プラン、つくば市都市計画マスタープラン及びつくば市立地適正化計画、第2期茨城県圏央道沿線地域基本計画

○ 根拠法令及び関係法令等

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

○ 条例の施行により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

事業者に奨励金を交付することにより市の承認した整備区域において、早期に企業の立地が促進され、民間事業者による産業用地創出への参入を促進することができる。また、企業の立地を促進することにより、産業の振興及び良質な雇用の創出が図られ、もって本市の経済の活性化に資する。